

川越町難病患者等日常生活用具給付事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円
B	生計中心者が前年所得税額非課税世帯	0 円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	16,300 円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	28,400 円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上 40,000 円以下の世帯	42,800 円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 40,001 円以上 70,000 円以下の世帯	52,400 円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 70,001 円以上の世帯	全 額